

令和5年第7回教育委員会定例会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会 会 議 録

令和5年7月19日 開会

令和5年7月19日 閉会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会

令和5年第7回教育委員会定例会

令和5年7月19日（水）
午後1時00分 開会

○ 議事日程

- 1 開会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 行事報告
- 4 報告事項
報告第32号 令和5年度町内小中学校在籍児童生徒数（令和5年7月分）について
報告第33号 臨時代理の報告について
報告第34号 令和5年度新十津川町一般会計補正予算（第2号）について
- 5 議案審議
議案第12号 新十津川町・雨竜町子どものいじめ対策委員会委員の委嘱について
議案第13号 新十津川町学校給食費負担金納入条例施行規則の一部改正について
- 6 その他
- 7 閉会

○ 出席委員（5名）

久保田 純 史
荒 山 直 人
近 藤 陽 介
松 倉 寿 人
高 桑 祥 代

○ 欠席委員（0名）

○ 職務のため出席した者の氏名

事務局長	鎌 田 章 宏
主幹	加 藤 和 仁
学校教育グループ長	戸 出 雄 基

○ 開会及び開議の宣告

◎久保田教育長

お疲れ様です。ただいまより、令和5年第7回教育委員会定例会を開会いたします。

○ 議事日程の報告

◎久保田教育長

本日の日程は、お手元に配布しております議事日程により順を追って進めてまいります。

○ 会議録署名委員の指名

◎久保田教育長

日程第2、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員の指名につきましては、松倉、高桑両委員を指名いたします。

○ 諸般の報告

◎久保田教育長

続きまして、日程第3、行事報告を議題といたします。事務局より報告願います。

◎加藤主幹

それでは、お手元に配付しております行事報告について、主な行事についてご説明申し上げます。対象期間は、6月16日から本日7月19日までです。6月19日、十津川村中井教育長をはじめ、十津川村教育委員の皆様ほか奈良県十津川村御一行が来町され、新十津川小学校視察をはじめ、開拓記念館、かぜのびなどの町内施設を訪問、20日に開催された開町133年記念式典にご臨席されました。御一行には久保田教育長が随行いたしました。歓迎会など本町教育委員の皆様にもご出席いただき、十津川村の皆様からも感謝のお言葉をいただいたところでございます。6月27日、株式会社マツオ様から給食用食材として特上ラム肉ジンギスカン170kgが寄贈されることとなり、役場において感謝状の贈呈式を行いました。寄贈されたジンギスカンは、7月11日の給食で提供されたほか、給食だよりにおいて先代の社長が新十津川町出身であることなども紹介いたしました。7月6日、町と交流都市連携を結ぶ奈良県五條市より西吉野農業高校の生徒14人が新十津川農業高校を訪問し、加工専門部会や水稲専門部会などの現場実習を行うなどの相互交流を行いました。併せて各種大会における成績報告をさせていただきます。6月2日から旭川市で開催された特別国民体育大会卓球競技北海道予選会で中学3年生が少年女子の部に出場いたしました。1回戦で敗退いたしました。6月24日から稚内市で開催された第24回ダイハツ北海道小学生ABCバドミントン大会兼第24回ダイハツ全国小学生ABCバドミントン大会北北海道予選会で、小学3年生、3、4年生男子の部門に出場、また、小学6年生が5、6年生女子部門に出場いたしました。お2人ともに予選リーグで敗退いたしました。6月25日から富良野市で開催された第43回全日本小学生バレーボール大会北海道大会で、小学5年生が所属する雨竜暑寒ブレイブスが、惜しくも全国大会出場は逃しましたが全道準優勝に輝きました。また、皆様のお手元にこ

れから出場予定の全道大会、全国大会の一覧をお配りしておりますのでお目通しください。以上、行事報告とさせていただきます。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、行事報告を報告済みといたします。続きまして、日程第4、報告事項を議題といたします。報告第32号令和5年度町内小中学校在籍児童生徒数(令和5年7月分)について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

それでは、議案書3ページをお開き願います。一覧表をご覧ください。小学校、中学校ともに異動はなく、小学校320人、中学校160人、合わせて480人の在籍でございます。特別支援についても異動はございませんでした。以上、報告第32号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎久保田教育長

報告第32号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第32号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第32号令和5年度町内小中学校在籍児童生徒数(令和5年7月分)については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第33号臨時代理の報告について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書5ページをお開き願います。1報告事項、新十津川町高等学校等通学費助成に関する条例施行規則の制定について。2内容、別紙のとおりとしまして、6ページ、7ページをお開き願います。先月の定例教育委員会にて、新十津川町議会定例会提出議案、新十津川町高等学校等通学費助成に関する条例の制定に同意することについて議決をいただき、先の町議会第2回定例会に条例案を提出し、6月30日に条例の制定について議決をいただきました。高等学校等通学費助成に関する条例の施行日は、町議会での議決日であります6月30日が施行日となります。施行規則につきましても、4月1日に遡及して適用とすることとしているため、施行規則も条例施行日と同日としなければならないことから、既に内容を精査していること及び条例が議決制定のあとに開催されます教育委員会審査を経る必要があるため、施行規則につきましても、6月30日付けで教育長専決をさせていただきましたので、本日の定例教育委員会に報告をさせていただくものでございます。この規則の内容につきましても、条例の施行に関し必要な事項を定める

ものでございまして、助成金の算定、助成の申請から決定、決定の取消し等、助成金の交付請求及び交付の方法について定めたものでございます。8ページ以降につきましては、申請等に係る様式の分、載せてございます。以上、報告第33号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第33号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第33号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第33号臨時代理の報告については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第34号に関連しまして、お手元に令和5年度教育行政執行方針、令和5年6月ということで配付をさせていただいております。今回、統一地方選後ということで、6月の第2回町議会定例会におきまして町長の町政執行方針、そして私の教育行政執行方針を、6月28日の定例会で演説させていただきました。教育関係につきましては、この執行方針に基づきまして、まず2ページ目、主なものだけ説明させていただきたいと思っております。2ページをお開き願いまして、学びの、4行目、学びの保障、充実のために学習用デジタル教科書を実証事業に、文科省に取り組みまして、小学校では外国語、算数、中学校は英語の教科でデジタル教科書を使用した個別最適な学びとみんなで考えを交わし思考を深める協力的な学びを推進し、学力の向上に努めていきたいと考えております。また、3ページに移りまして、中段ですが、小学6年生及び中学生には漢字検定の検定料を、また中学3年生には3級以上の英語検定の検定料を全額助成してまいります。続きまして、5ページをお開きいただきまして、町への愛着を深める教育の推進といたしまして、今年度、HOKKAIDO BALLPARK F VILLAGE内に建設されましたKUBOTA AGRI FRONTに小学4年生が見学に行きまして、人が生きていく上で欠かすことのできない食と農業の魅力や可能性について学習をする予定としてございます。続きまして、7ページ目をお開き願いまして、下から3行目、小中学生の保護者の経済的負担軽減のほか、子育て支援、食育の推進、少子化対策などを目的として実施することとして、学校給食の無償化を進めてまいります。これにつきましては、小中学生の夏休みを終えた8月から進める予定となっております。また、8ページをお開き願いまして、教育の質を高める働き方改革の推進ということで、これにつきましては、今年2月に開催されました総合教育会議などでも議論をいただいておりますが、スポーツ庁及び文科省が推進する部活動の地域、中学校の部活動の地域移行につきましても、北海道の策定した北海道部活動の地域移行に関する推進計画に基づき、町内のスポーツ少年団など関係機関と検討を進めてまいります。なお、部活動につきましては、現在、空知教育局で、各市、町の取組み状況、課題等を集約した中で、連携に向けて調整をさせていただく予定になっておりますし、近々、空知管内のこの部活動の担当者会議を開催する予定になってございますので、そ

れらも含めて、ご意見賜って、スポーツ少年団とも協議しながら検討進めてまいりたいと思っております。また、家庭学習習慣の定着と家庭教育力の向上というようなことで、昨年度中学校に導入したオンライン学習コンテンツ、A Iドリルを、今年度は小学校にも導入いたしまして、家庭学習や学校の授業の振返りなどで、特に授業で活用したいと思っております。ただA Iドリルにつきましては、やはり低学年はなかなか難しいと思っております。中学年以上、高学年に向けて、活用していきたいと考えているところでございます。続きまして、10ページお開き願ひまして、地域に根差した農業高校づくりの支援ということで、農業高校が完成しまして8月から供用開始の運びとなっております。遠距離通学費や資格取得の助成なども含めた生徒から選ばれる魅力のある高校づくりを教育委員会としても支援し、入学者の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。また13ページをお開き願ひまして、芸術文化活動に親しむ機会の充実ということで、8月に加藤登紀子コンサートをこのゆめりあホールで開催する予定となっております。男声合唱団スノーグリー、女声合唱団アザレアコーラスなど地域の合唱グループ、また新十津川中学校の吹奏楽部も加わった形の中で町民参加型のコンサートを実施する予定となっております。14ページをお開き願ひまして、かぜのびでございます。国内外で活躍するアーティスト、デザイナーなどを講師として招へいたしまして、芸術的センス、総合力、表現力を学べるかぜのびアートワークショップを開催する予定となっております。また15ページに移りまして、9月にSOMPOボールゲームフェスタ2023を予定しております。これにつきましては、ラグビーのワールドカップに出場した大野均選手をはじめトップアスリート9人を講師未就学児から小学校低学年を対象にした運動教室、あるいは実技の体験教室を行い、スポーツに親しむ取組みを進めていきたいと考えているところでございます。最後、16ページに移りまして、アフターコロナ、ウィズコロナの状況に合わせて、まずは町民の健康保持と安全を第一に考え、子どもたちへの学びの保障をして、また町民の皆様への学習の機会や運動の機会の提供、更には町民相互の交流や世代間交流の充実に取り組んでまいりことも、町民憲章にありますように町民の皆さんすべて、未来に夢をもって子どもの幸せな町づくりに進めていきたいと思っております。教育委員さん各位の絶大なるご理解のほう、よろしくお願い申し上げます。これに、執行方針に伴ひまして、報告第34号令和5年度新十津川町一般会計補正予算（第2号）について事務局より報告願ひます。

◎鎌田事務局長

議案書の13ページをお開き願ひます。内容は別紙のとおりとしまして、16ページ、17ページをお開き願ひます。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費のうち教育委員会所管事業の補正がございまして、内容は17ページの説明欄となります。3番、総合健康福祉センター管理運営事務の補正額3,075,000円の増額でございまして、補正内容につきましては、需用費の修繕料でございまして、ゆめりあホールの客席誘導灯が老朽化による故障、不具合が多発していることから、LEDタイプに全台24個を交換する修繕に1,337,000円、公共施設整備方針に基づいてゆめりあ管内の非暖房便座3台をウォッシュレット付き暖房便座に交換する修繕に198,000円、3階電気室給気ファンが老朽化による不具合が発生しているため、交換する修繕に1,540,000円で合わせて3,075,000円でございます。次に18ページ、19ページをお開き願ひます。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額2,822,000円の増額、補正後の計は32,853,000円でございます。財源はすべて一般財源でございまして、内容は19ページの説明欄となります。8番、高等学校等通学費助成事業2,822,000円の増額は、高等学校等遠距離通学費助成事業の内容

を見直し継続する形で新たに制度化したものに係る補助金でございます。次に3項中学校費、1目学校管理費、補正額36,289,000円の増額、補正後の計は112,755,000円でございます。財源はすべて一般財源でございます。内容は19ページの説明欄となります。

1番、中学校校舎等維持管理事業34,980,000円の増額は、中学校体育館とスクールバス車庫の外壁、屋根を改修する工事請負費でございます。2番、中学校武道場維持管理事業1,309,000円の増額は、経年劣化による床のささくれ及び腰板の破損を修繕するものでございます。次に4項社会教育費、1目社会教育総務費、補正額990,000円の増額、補正後の計は34,068,000円でございます。財源はすべて一般財源でございます。内容は19ページの説明欄となります。11番、新十津川アートの森管理事業990,000円の増額は、かぜのびの魅力をも町内外に発信していくため、アーティストを講師に招いて、アートワークショップを3回開催するための委託料でございます。次に4目図書館費、補正額1,297,000円の増額、補正後の計は47,075,000円でございます。財源はすべて一般財源でございます。内容は19ページとなります。1番、図書館維持管理事業1,297,000円の増額は、経年劣化による防水材が剥がれ、更に劣化が進んでいて雨漏り被害の可能性が高く、早急に修繕が必要なトプライトの修繕に539,000円、トイレ整備方針に基づいて男女各1台の和式を洋式化、ウォシュレット化、暖房便座設置する修繕に758,000円で合わせて1,297,000円でございます。次に5項保健体育費、1目保健体育総務費、補正額300,000円の増額、補正後の計は14,015,000円でございます。財源はすべて一般財源でございます。内容は19ページの説明欄となります。3番、スポーツ体験学習推進事業300,000円の増額は、9月23日土曜日に開催が決定していますSOMP Oボールゲームフェスタ2023開催に係る最低限の費用を負担するものでございます。次に20ページ、21ページをお開き願います。2目体育施設管理費、補正額19,292,000円の増額、補正後の計は92,010,000円でございます。財源はすべて一般財源でございます。内容は21ページの説明欄となります。1番、そっち岳スキー場管理運営事業418,000円の増額は、山頂リフト降り場の床の修繕をするものでございます。2番、ふるさと公園内体育施設管理運営事業18,874,000円の増額は、スポーツセンター暖房用密閉式隔膜式膨張タンク更新の修繕に1,100,000円、トイレ整備方針に基づいて体育施設のトイレを洋式化、ウォシュレット化、暖房便座を設置する修繕に4,310,000円でございます。設置場所につきましては、サンウッドパークゴルフ場男1台、女3台、スポーツセンター男2台、女4台、温水プール女1台でございます。また、ピンネスタジアムの内野の高低差の解消や雨天直後の排水を改善するため、表層土を入れ替えるための工事請負費13,464,000円で合わせて18,874,000円でございます。次に3目学校給食運営費、補正額2,711,000円の減額、補正後の計は125,654,000円でございます。財源はその他財源11,233,000円の減額、一般財源8,522,000円の増額でございます。その他財源の内訳としましては、小学校給食費保護者負担金7,239,000円の減額、中学校給食費保護者負担金3,994,000円の減額でございます。前に戻りまして14ページ、15ページをお開き願います。歳入の内容について説明をいたします。21款諸収入、4項雑入、4目給食事業収入11,233,000円の減額、補正後の計は32,271,000円でございます。これは、町内の小学校、中学校の給食費を8月提供分の給食から当面の間完全無償化とすることから、保護者から給食費を徴収しなくなるため、8月以降に係る給食費負担金分を減額するものでございます。20ページ、21ページにお戻りください。歳出の内容につきましては、21ページの説明欄となります。そちらには出てきておりませんが、2番、学校給食提供事業、給食費保護者負担金に係る財源更正、歳入補正のみとなっております。3番、学校給食扶助費交付事業2,711,000円の減額は、町内の小学校、中学校の給食費を8月分から無償化とすること

から、全額減額となるため、準要保護世帯への扶助が不要となるものでその分の減額でございます。内容説明は以上でございますが、この補正予算案につきましては、町議会第2回定例会に提出をし、6月30日に議決いただいておりますことを申し添えます。以上、報告第34号の説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

◎久保田教育長

以上、報告第34号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎松倉委員

給食費無償化のことでお聞きします。今回、8月以降無償化ということでこの補正予算ということは理解できましたが、考え方として、今、物価高で皆さん苦しいから無償化ということなのか、それとも今後この無償化を続けていくという考え方なのか、来年度以降のことについて少し教えてください。

◎久保田教育長

私から答弁させていただきます。世界情勢や何か物価高ということも含めての無償化ですが、先ほど執行方針でも説明いたしましたように、子育てを支援、町として支援していきたい、食育を推進したい、少子化対策をしたいということによってたくさん町民の方がお子さん、子どもが生まれたり町外から転入していただきたいという思いですので、問題なければ引き続きやっていきたいという考え方です。当分の間という表現はいたしますが、そう考えております。

◎松倉委員

分かりました。

◎久保田教育長

そのほか質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第34号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第34号令和5年度新十津川町一般会計補正予算(第2号)については報告のとおり了承されました。続きまして、日程第5、議案審議を議題といたします。議案第12号新十津川町・雨竜町子どものいじめ対策委員会委員の委嘱について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

それでは、議案書23ページをお開き願います。提案理由を申し上げます。新十津川町・雨竜町子どものいじめ対策委員会の共同設置に関する規約第4条第1項の規定によ

り委員を委嘱することにつき、教育委員会の議決を求めるものでございます。以上、議案第12号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第12号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、これより議案第12号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第12号新十津川町・雨竜町子どものいじめ対策委員会委員の委嘱については原案のとおり可決されました。続きまして、議案第13号新十津川町学校給食費負担金納入条例施行規則の一部改正について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書25ページをお開き願います。提案理由を申し上げます。児童及び生徒に係る学校給食費負担金を無償とすることにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、子育てを支援するため、この規則の一部改正について議決を求めるものでございます。改正の内容を説明いたします。26ページの新旧対照表を併せてご覧ください。附則第2項を、当分の間、条例第2条第1号の規定により同号の保護者が納入する負担金の額は、第3条の規定にかかわらず、0円とし、附則第3項を削る改正でございます。附則としまして、この規則は、令和5年8月1日から施行するものでございます。以上、議案第13号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第13号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、議案第13号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第13号新十津川町学校給食費負担金納入条例施行規則の一部改正については原案のとおり可決されました。続きまして、日程第6、

その他を議題といたします。事務局から提案ありますか。

◎鎌田事務局長
ありません。

◎久保田教育長
それでは、以上をもちまして、令和5年第7回教育委員会定例会を閉会いたします。

(閉会 午後1時45分)

会議の顛末を記載し、その旨相違なきことを証するためにここに署名する。

会議録署名委員

会議録署名委員